

# 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

## 平成28年度・29年度の保険料率が決まりました

- 平成26年度・27年度保険料率と同率(据え置き)となりました。
- 平成28年度保険料は、平成28年8月以降に各市町村からお知らせします。
- 所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方に対する「保険料の特例軽減」は、平成28年度も継続されます。

※保険料率は財政の均衡を保つために、2年毎に見直しを行います。

	保険料率(年額)
均等割額	41,700円
所得割額	8.19%

## 保険料の納め忘れはありませんか

- 被保険者の皆さまからいただく保険料は、医療給付のための大切な財源です。
- 納付書により納付(普通徴収)されている方で、これまでの保険料で納め忘れがありましたら、納付されますようお願いいたします。

## 「ジェネリック医薬品」を活用しましょう

- ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬の特許が切れた先発医薬品とは異なりますが、同等の効果・効果を持つ医薬品のことです。お薬を賢く選択することで、皆さまの窓口負担の軽減や、医療費の抑制に繋がります。
- ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



## 平成28年4月から入院時食事療養費が見直されます

- 入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、入院したときの食事代(1食あたり)が見直しとなります(住民税非課税世帯を除く)。

※指定難病患者、1年以上精神病床に入院している患者等の負担額は据え置きとなります。

- 住民税非課税世帯の方が食事代の減額を受けるためには、これまでどおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

	一般病床・精神病床	療養病床	
		医療区分I(軽度)	医療区分II(中度)、III(重度)
現在	260円	460円	260円
平成28年4月～	360円	460円	360円
平成30年4月～	460円	460円	460円

## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う平成28年2月29日までの一部負担金免除証明書をお持ちの方へ

- 避難指示区域等の被保険者又は旧緊急時避難準備区域等の被保険者(上位所得層(※1)を除く)は、有効期限が延長された新しい免除証明書が住民登録のある市町村から郵送されています(※2)ので、医療機関等の窓口で必ず提示してください。

※1:世帯に属する被保険者の所得(平成26年分)について、収入から経費を差し引いた所得から33万円の基礎控除額を引いた残りの総所得等を合算した額が、600万円を超える世帯。

※2:東日本大震災発生後、他市町村へ転出した方も対象になります。

詳しい内容については、右記の連絡先またはお住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

## 福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館内 TEL:024-528-9025(代表)